

平成28年度「鳥取・島根広域連携協働事業」募集要項

1 事業の趣旨

鳥取・島根両県の連携については、経済団体や行政を中心として県境を越えた広域的な取り組みが進められています。

この事業は、県がNPO法人・住民グループ（以下「NPO等」という。）と協働で取り組みたい両県共通の県政課題を提示した上で、NPO等から鳥取・島根両県事業担当課（以下「両県事業担当課」という。）と協働する事業の企画提案を募集し、計画策定から事業実施まで、両県のNPO等と両県行政との連携により課題解決を図る実践的な取組を支援するものです。

NPO等が持っている発想力・実行力と互いの長所や強みを活かすことにより、事業の相乗効果の高まりや地域課題の解決につなげるとともに、両県の連携強化、県境を越えたNPO等の連携促進を目指します。

2 事業の概要

年度	支援段階	補助上限額	補助率	期間	対象となる取組
H28	協働形成 (計画策定)	400 千円	10/10	1年以内	NPO等と県との協働により、両県共通課題解決のための計画を策定する取組。
H29	協働実践	2,000 千円	10/10	1年以内	「協働形成（計画策定）」で補助を受けて策定した計画に沿って行う、NPO等と県との協働による両県共通課題解決のための事業実施の取組。

※ 各支援段階において、審査会による選考を行い、1事業程度の採択を予定しています。

※ 協働形成における計画の策定が、28年度の中で完了した場合、前倒しで28年度から協働実践事業を実施することが可能（協働形成（計画策定）及び協働実践を2年以内で実施）。

なお、協働実践の補助上限額は、平成28、29年度の2カ年あわせて2,000千円です。

※ 協働実践の終了後、当該事業をさらに発展的に継続させる取組に要する経費の一部を支援する制度を検討します。

3 協働により解決を目指す両県共通の県政課題

中海の未利用資源である海藻の活用による地域づくり

4 応募資格者

鳥取県内のNPO等と島根県内のNPO等の共同体。

ただし、島根県内のNPO等については、しまね社会貢献基金登録団体（審査会の日までに、しまね社会貢献基金に登録する団体を含む。）であること。

※登録手続きについてはホームページを御覧ください。

URL: <http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/nonprofit/kikin/toroku/>

5 対象となる経費

(1) 協働形成（計画策定）

対象となる経費は、計画の策定のために必要な経費とし、直接事業執行に係る人件費（スタッフ等賃金）、報償費（講師等謝金）、旅費（交通費）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料（備品のリース料を含む）等を対象とします。

ただし、食糧費及び備品購入費は対象外とします。

提出期限：平成28年4月28日（木）17時（必着）

提出先：鳥取、島根いずれかの事務局（提出先・相談窓口）へ提出してください。

(2) 協働形成（計画策定）

提出期限：平成28年5月31日（火）17時（必着）

提出先：鳥取、島根いずれかの事務局（提出先・相談窓口）へ提出してください。

(3) 協働実践

提出期限：平成29年2月28日（火）17時（必着）

提出先：鳥取、島根いずれかの事務局（提出先・相談窓口）へ提出してください。

※申請書の様式は、ホームページからダウンロードしてご利用ください。

8 応募にあたって提出する書類及び取得方法

(1) 意見交換参加申込書（別紙様式）

(2) 協働形成及び協働実践の応募にあたっては、以下の①から⑤の書類は必ず提出してください。⑥については、提出は任意です。

① 平成28年度「鳥取・島根広域連携協働事業」提案書（様式第1号）

② 鳥取・島根広域連携協働事業計画書（様式第2号）

③ 提案事業収支計画書（鳥取・島根広域連携協働事業）（様式第3号）

④ 共同体の協定書の写し

⑤ 鳥取県NPO等の定款、規約、会則等の写し

※鳥取県NPO等は、しまね社会貢献基金登録団体のため、提出不要です。

⑥ 提案事業を理解するために参考となる資料（A4サイズ相当とし、10枚以内としてください。）

(3) 応募書類の様式の取得方法は、ホームページからダウンロードしてください。

また、「事業提案書」の作成等について疑問な点がある場合も、事務局（提出先・相談窓口）にお問い合わせください。

9 選考方法

(1) 審査会は公開とし、提案する共同体と両県事業担当課による提案内容についてのプレゼンテーションを行っていただきます。

(2) 選考にあたっては、民間の委員を主体にした審査委員会（非公開）において提案内容を総合的に評価し、選考します。

10 審査のポイント

提案された協働形成（計画策定）の企画は次の視点により評価しますので、参考としてください。

なお、協働実践の審査のポイントは、協働形成（計画策定）補助を受けられる団体へ別途ご案内します。

項目	審査のポイント
提案事業の目的	両県共通課題の解決を目標とし、解決しようとする課題の視点から見て、目的、目標は明確かつ妥当か。 また、提案事業は公共性、公益性が高いか。
両県の連携効果	両県の連携強化、県境を越えたNPO等の連携促進につながるか。 また、両県が連携することで単独で行うよりも高い相乗効果が上げられるか。 両県の地域社会への貢献が同程度に期待されるか。
協働の相乗効果	共同体と両県事業担当課が協働することによって、単独で行うよりもより高い相乗効果が上げられるか。
提案事業の先進性	創意工夫が凝らされ、先進性を持っているか。 両県の官民相互の連携促進にモデル性を有しているか。

両県共通課題の解決、事業実施後の継続性	地域の主体的な取り組みとなり両県共通課題の解決に繋がるか。また、助成事業終了後も取り組みの持続可能性が期待できるか。
---------------------	--

11 採択・決定

- (1) 事業採択は、公開審査会の選考を元に決定します。
- (2) 採択予定事業は、1事業程度を予定しています。
- (3) 事業採択にあたっては、実施方法、執行額などについて条件を付す場合があります。
- (4) 補助額については、審査会の後に経費の内容等を精査の上、決定します。

12 その他

- (1) 提案の公表
提出のあった提案内容については、事業の概要及び共同体（共同体を構成するNPO等を含む。）の名称等を公表しますので、予めご了承ください。
- (2) 自己評価
事業実施後は、共同体と両県事業担当課に対し、アンケート方式による事業の自己評価をしていただきます。
- (3) 提案事業が採択された場合は「協働に関する研修」及び「成果報告会」にご参加いただきます。

13 留意事項

- (1) 事業の実施状況や、各種会計書類等の確認や調査を随時行う場合がありますので、事業に関する会計帳簿類（支出に伴う領収書等を含む。）を整備し、共同体事務所所在地において事業終了後5年間保存していただきます。
- (2) 応募に要する経費は、応募者の負担とします。
- (3) 提出いただいた書類については、返却いたしません。
- (4) 提案団体は、本要項の内容に同意の上、提案書を提出してください。

鳥取県 提出先 相談窓口	鳥取県元気づくり総本部元気づくり推進局参画協働課 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地 TEL : 0857-26-7070 Fax : 0857-26-8196 E-mail : sankaku-kyoudo@pref.tottori.jp HP : http://www.pref.tottori.lg.jp/118658.htm
島根県 提出先 相談窓口	島根県環境生活部環境生活総務課 NPO 活動推進室 〒690-8501 松江市殿町1番地 TEL : 0852-22-6099 Fax : 0852-22-5636 E-mail : npo@pref.shimane.lg.jp HP : http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/